

公益財団法人 徳島県消防協会 公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県消防協会の公印について必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

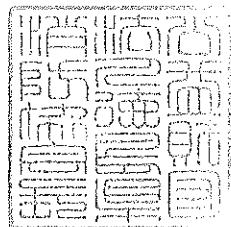
第2条 公印は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | | | |
|---------|--------|-------|--------|
| (1) 職印 | 協会長印 3 | 代表理事印 | 操法大会長印 |
| | 事務局長印 | | |
| (2) 協会印 | 協会印 | | |

(形状及び寸法)

第3条 公印の形及び寸法は、次のとおりとする。

協会長印 1



協会長印 2



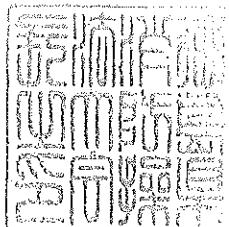
協会長印 3



代表理事印



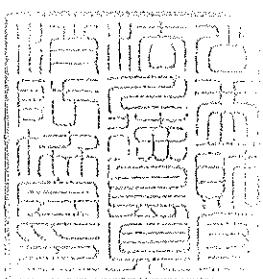
操法大会長印



事務局長印



協会印



(管理)

第4条 公印は、事務局長が管理する。

(台帳)

第5条 公印は、公印台帳（別記様式）を備え登録しなければならない。

2 公印を調整し又は改刻し、若しくは廃止するときは、前項の協会印台帳に必要な事項を記入の上、協会長の承認を受けなければならない。

(管理の方法)

第6条 公印は、常に箱に収め施錠して管理しなければならない。

2 公印は、特別の場合のほか管理する場所以外には持ち出してはならない。

附則

この規程は、平成25年5月29日から施行する。

この規程は、平成28年7月24日から施行する。